

令和3年度魚沼更生福祉会事業計画

I 魚沼更生福祉会

1 基本計画

令和2年に、新型コロナウイルスという予想しえなかった感染症が発生し、人々の生活に大きな影響を及ぼしている。

当法人は、感染防止対策会議を立ち上げ、法人全体で感染防止対策に取り組んできた。利用者とその家族にも感染防止の協力を求め、“新しい生活様式”という制約の多い生活をお願いした。

いまだ終息が見通せない状況にあり、令和3年度も感染防止が喫緊の課題となる。入所型施設である六花園は、感染者が発生した場合でも事業を継続する必要がある。全国で感染した入所型施設の多くでクラスターが発生しているように、感染した場合、同様の事態になる危険性が高いことから、外来者の棟内立ち入りや家族等の面会や外出・外泊は、引き続き中止せざるを得ない。かけはしは、障害児者とその家族の日常生活の相談に応じ、居宅介護や放課後等デイサービス等地域での日々の生活を支援する各種事業を実施しており、感染者が発生しても事業を継続する。通所事業所においても、利用者は日々生産活動に従事して収入を得て地域生活を送っており、感染により事業を休止する事態は避けなければならない。

利用者の安心・安全と家族の生活を守り、コロナ禍においても必要とする各種サービスが低下しないよう質の確保に努めながら継続して提供できるよう、施設・事業所は感染防止対策を徹底し、利用者の生活を支えていく。

令和3年度から7年度までの5年間を期間とする「第3期中期経営計画」を策定した。この経営計画は、前期計画の成果とその間の新たな福祉施策の動向などを踏まえ、当法人の経営の方向性とそのために取り組むべき課題を明示したものである。

この計画を法人職員全員が認識し、魚沼地域で生活する障害のある人の自立した生活支援と社会参加を推進し、地域から信頼される事業を展開していくために諸課題の解決に取り組んでいく。

令和3年度は、国の障害福祉サービス等報酬が改定される年にあたる。今回の報酬改定では、障害者の重度化・高齢化への対応、効果的な就労支援、災害や感染症への対応などが大きな課題として議論されたようである。報酬改定は、国がその時々重視している施策を反映している側面があり、改定内容をサービスの充実と提供に活かしていく。

また、令和3年度から都道府県と市町村が策定する第6期障害福祉計画と第2期障害児福祉計画が始まる。これらの計画は、障害児者の福祉サービスをどのように整備していくのかを数値目標で定めた重要な計画である。魚沼市や近隣市町の福祉計画に沿った事業とサービスの充実に取り組んでいく。

魚沼市は、本年4月に障害者の重度・高齢化や親亡き後を見据えて障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制である「地域生活支援拠点等」を整備した。当法人は、平成30年度にワーキンググループを立ち上げ、魚沼市自立支援協議会での議論に加わり、市の体

制づくりに協力してきた。この地域生活支援拠点等が、地域で生活する障害のある人に有効・有益に機能するよう、当法人が運営する7つの施設・事業所はそれぞれが有する機能と専門性を活かして役割を果たしていく。

施設整備に関しては、国の令和2年度社会福祉施設等施設整備費補助金の採択を受け、またたびの家とグループホームまたたびを守門地内に移設新築する工事を進めてきた。しかし、またたびの家については、建設地から油を含んだ土壌が出土し（検査結果は、汚染土でないことが判明した）、工事の中断を余儀なくされた。このため、工期を大幅に変更し本年度秋頃の開設を目指す。グループホームまたたびは、遅滞なく工事が進み、本年4月に開設する。

2 事業方針

(1) 新型コロナウイルス対策

施設・事業所は、感染防止対策を徹底する。職員が感染し事業に支障が生じた場合は、他施設・事業所の職員が勤務に入る協力体制を取る。

(2) 通所事業所の生産活動の安定化と工賃向上

昨年度、新型コロナウイルスの感染拡大により、一部の事業所で、受託作業の受注が減り、生産活動の収益が減少することがあった。消費動向の回復や受注企業の開拓などで改善は見られているが、引き続き受注先の開拓と自主製品の販売に取り組み、生産活動の安定化と工賃の向上を図る。

(3) 資格取得と専門性の向上

新型コロナウイルス感染症により、昨年度は県や団体等が開催する各種研修会の多くが中止になった。このため、職員は支援に必要な知識や技術を習得する機会が減少し、施設・事業所は有資格職員の配置や給付費に必要な資格要件に支障が生じた。

いまだ、感染状況に見通しは立たないが、研修会等の再開状況を踏まえ、積極的に職員の受講を促す。

(4) 就労支援事業等の取組み

就労移行支援事業は、昨年度から湯之谷工芸に集約して実施し、利用者3人の就労を実現し、就労定着支援事業につなげることができた。

今後も、移行支援の強化と定着支援の充実を図り、一般就労移行に向けた一層の支援に取り組む。

また、ひろかみ工芸において、企業から請け負った作業を当該企業内で行う施設外就労の実施に向け企業との協議を進める。

(5) 障害のある人のニーズに即した良質なサービスの提供

ア コロナ禍にあっても、サービスの質が低下しないよう確保に努める。

イ ひろかみ工芸は、福祉サービスの第三者評価事業を受審し、提供しているサービスの現状を把握し、より良いサービスを提供する。

ウ 利用者の強みや障害特性、仕事の適性などを的確に把握し、本人が望む生活が実現できるよう支援の質を高め、良質で効果的なサービスを提供する。

エ 施設・事業所が、専門性を向上させ、事業の目的に即した専門機能を発揮し、障害者の自立と社会参加を促進する。

オ 支援にあたっては、市町や相談支援事業所など関係機関との密接な連携に努める。
カ 障害者虐待を防止するため、利用者の人権尊重、権利擁護、法及び関係通知、虐待防止マニュアル等の遵守、研修などにより職員の意識啓発を促すとともに、施設・事業所に設置している虐待防止委員会で定期的なセルフチェックを実施する。

キ 防災訓練及び防犯訓練を定期的実施して対策を強化し、利用者及び職員の意識を高め、利用者の安全と安心を保障する。

(6) 法人運営の強化

ア 法人本部に5つの就労系事業所の事務を一元化したことなどを踏まえ、事務長の職名を法人本部長に変更し、さらなる本部体制の強化を図る。

イ 経営組織のガバナンスの強化に努め、定款や現況報告書、役員報酬基準等を公開するなど透明性を確保し、地域社会から信頼される事業運営を進める。

ウ ホームページ編集委員会を活性化し、昨年度リニューアルしたホームページを効果的に活用して戦略的な広報活動を展開する。

エ ホームページ編集委員会と同様に、研修委員会を法人本部に付置して位置づけを明確にし、法人全体として研修内容を充実させ、職員の育成に努める。

(7) 法人サービス事業の充実・強化

ア 施設・事業所間の連携をさらに推進し、事業の活性化を図る。

イ 人的、財政的充実を背景に、業務運営の充実・強化を図る。

ウ 法人内の各種会議を活発にし、会議成果をもとに新たな事業展開を進める。

エ 魚沼市が整備した地域生活支援拠点等の支援体制に、各施設・事業所がそれぞれの機能を活かして役割を担えるよう協力していく。

オ 地域の状況に応じた公益的な取組みを地域の関係機関・団体、他法人等と連携して進め、地域社会に積極的に貢献する。

(8) 令和3年度施設整備事業の推進

またたびの家の移設新築は、工期を変更し今年度秋の開設を目指す。

II 六 花 園

1 基本方針

新型コロナウイルス感染防止対策を徹底し、利用者の安全と健康を守り、事業を継続する。

利用者一人ひとりの人権を尊重し、利用者の状態やニーズに基づく適切な個別支援計画により、利用者主体の支援を徹底する。また、高齢化の進行に合わせて体調管理や健康状態の把握を徹底し、心身機能の低下や各種疾病などに細心の注意を払い、的確、迅速に医療機関を受診するなど重症化を防止し、生命と心身機能の保持に努める。また、加齢に伴う事故を未然に防止する。

年間計画には、季節感のある多様な行事や買い物、ドライブなどの外出を取り入れ、生活にメリハリと豊かさを盛り込む。そして、昨年9月に高齢化の進行に対応して見直しを行った新しい日課に基づいた日中活動により、利用者の体力や身体機能の維持とゆとりを重視した生きがいややりがいの持てる日課を提供する。

グループホームの運営では、入居者個々の適切な支援計画に基づき、サービス管理責任者

を中心に生活支援員や世話人、夜間支援員が自立した地域生活を継続できるようきめ細かな支援にあたり、日中活動の場である就労企業や通所事業所と連携を取りながら適切に支援する。

また、入居者の高齢化が進んでいることから、一人ひとりの体調管理や健康状態の把握に努め、安定した就労の継続を支援する。

なお、グループホーム事業は、六花園による支援のみではなく、法人全体のものとして各事業所及び職員の共通理解を図りながら、より充実した運営に取り組む。

2 重点事項

(1) 「生活介護」及び「施設入所支援」の支援の充実

ア 日中活動や支援プログラムは、生活介護の目的に沿って利用者の高齢化の進行に応じた日課を提供し、適切な支援に努める。

イ 新型コロナウイルスの感染拡大により昨年度中止した高齢者介護に関わる老人施設での実地研修を、終息状況を見ながら実施できるようにし、介護技術や予防、医学的知識の習得に努める。

ウ 在宅障害者のニーズに応えられるよう地域への周知を図るとともに、送迎サービスの利便性を向上させるなど利用しやすい支援内容を考慮し、利用の拡大を図る。

エ 魚沼市が整備した「地域生活支援拠点等」に、入所型施設としての機能を活かして役割を果たす。

オ 緊急時の利用を迅速に行えるよう、短期入所（ショートステイ）の受入れ体制を常時整える。

(2) グループホームの適正運営の確保

ア 管理者、サービス管理責任者、生活支援員、世話人、夜間支援員が連携した支援が行えるよう定期的に世話人会議、夜間支援員会議、日々のミーティング等を開催して情報の共有を図り、組織的で有機的な運営を推進する。

イ 個別支援計画に基づいた支援に努め、職員で連絡を取り合い、モニタリングを実施しながら安定した居住生活が営まれるよう支援する。

ウ 就労企業、通所事業所、市町担当部署、相談支援事業所など関係機関と連携を密にし、24時間切れ目のない支援体制を堅持する。

エ 「やまのて」に併設した短期入所の受入れを積極的に行い、地域生活の継続を支援する。また、宿泊生活経験の場（機会）として活用する。

オ 魚沼市が整備した「地域生活支援拠点等」に協力し、障害のある人の地域生活の継続を支援する。

カ 地域自治会が開催する各種行事などに参加し、地域住民との交流を通して地域住民の理解を深めるとともに、地域の一員としての意識を醸成する。

キ 寮費、預かり金管理等会計処理の適正化を堅持する。

(3) 高齢及び健康不安を抱える利用者への対応

ア 医療機関との連携の確保、強化を図る。

イ 高齢利用者及び医療ニーズの高い利用者の心身状態の把握と健康管理に努める。

ウ 休日夜間等に緊急事案が発生した場合、迅速・適確に医療機関に連絡を取り、利用者の命を最優先に対処する。

エ 病院退院時にその都度退院時カンファレンスを実施し、利用者の受入れが円滑に行えるよう職員間で情報を共有する。

オ 家族に適宜生活の様子や心身状態などを伝え、家族の理解と協力を得ながら適切な支援に努める。

(4) 安全対策の強化

ア 新型コロナウイルス対策を徹底し、利用者の感染防止に努める。

イ 六花園、グループホーム内外及び移動時など施設外活動中の事故防止に努める。

ウ 施設の危険箇所を随時点検、把握し、事故や火災の未然防止に努める。また、防災訓練を定期的実施して適切な対応行動を取り、状況に応じた避難ができるよう対処能力を高める。

エ 六花園及び一部のグループホームは、土砂災害防止法改正により作成した避難確保計画に基づく訓練を年1回以上実施する。

オ 不審者対応マニュアルに基づく訓練を警察署の協力を得て実施するなど、利用者が安心・安全な生活を送られるよう、防犯対策を強化する。

カ 障害者虐待の防止を徹底するため、定期的に職員全員によるセルフチェックや小グループによる話し合いを実施し、その結果を虐待防止委員会において評価、検証し、職員間で共有する。

キ リスクマネジメント、ヒヤリ・ハットについて、その都度検証を行い、再発防止に努める。

(5) 職員の資質向上

ア 倫理綱領を基本に、職員行動規範を徹底する。

イ 専門的知識や技術を習得し専門性を向上させるため、各種研修会に職員を積極的に受講させ、復命研修を実施して職員間で共有する。

ウ 高齢者介護の知識や技術を習得する研修会を開催または参加し、職員の介護支援能力の向上に努める。

エ 自主学習できる環境を整え、各種資格取得を奨励する。

(6) 地域貢献の取組

ア 学生の施設実習を積極的に受入れ、福祉人材の育成に寄与する。

イ ボランティアの開拓を進めて積極的に受入れ、知的障害への理解と交流を促進する。

ウ 地域で行われる折々の行事や即売会などに参加し、地域交流に努める。

エ グループホームは、立地する町内会との連携協力を確保する。

(7) 家族との連携と協働

ア 担当職員が年1回は利用者家族宅を訪問し、利用者の生活状況を伝えるとともに、家族との顔の見える関係を構築する。

イ 適宜、家族に利用者や施設の状況を適切に伝え、また今日的な福祉の動向など有益な情報を提供し、連携、協働した支援に努める。

ウ 保護者間の親睦や懇親、研修など、家族会活動を支援する。

エ 家族向け広報紙「ひろば」を定期発行する。

Ⅲ かけはし

1 基本方針

コロナ禍であっても日常生活に必要なサービス提供を行うため、感染防止対策を徹底し、在宅の障害児とその家族の地域における生活を支援するため、当該利用者の身体状況及び環境等に応じて、適切な障害福祉サービス等を効果的かつ適正に提供することを基本方針とする。また、第3期中期経営計画を踏まえ関連する事業所課題の取組みを進める。

2 重点目標

(1) 新型コロナウイルスへの対応

かけはしの居宅介護等事業、放課後等デイサービス、相談支援事業については、障害児者及びその家族等の日常生活を支援するために不可欠なサービスであることから、地域でコロナ感染が発生した場合であっても感染防止対策を徹底し、サービス提供の継続実施に努める。

(2) 相談支援事業の充実

- ア 障害者地域生活支援センター事業は、医療的ケア児の支援強化、相談支援従事者の技術向上及び相談支援体制の充実を重点的に取組み、身近な地域で早期療育支援が行き届くための体制整備や関係機関とのネットワークの強化、地域資源の開発等を進める。
- イ 障害者相談支援事業は、地域課題や満たされないニーズの集約、魚沼市基幹相談支援センター設置に伴う業務の整理、地域生活支援拠点等における相談機能の整備を進める。
- ウ 魚沼市自立支援協議会の事務局として、地域の実情に応じた地域課題等について、専門部会を活用し魚沼市及び関係機関等と連携、協議の機会を提供する。
- エ 計画相談支援及び障害児相談支援は、利用者ニーズに基づいた質の高い支援の提供を行う。また関係機関との連携を密にしてきめ細かな支援を提供する。
- オ 地域相談支援では、地域定着支援の積極的な提供により地域生活支援拠点等や精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの取組み等に対応できる支援を実施する。

(3) 居宅介護等事業

- ア 在宅障害児者や福祉サービスの新たなニーズを把握し、速やかに対応する。
- イ 居宅介護等事業の研修計画による定期的な研修等を実施し、サービスの質の向上を図る。さらに獲得したスキルを伝達し、法人全体の介護技術の向上に活かす。
- ウ 医療的なケアを必要とする利用者に対してサービス提供できる体制整備を進める。

(4) 障害児通所支援事業

- ア 児童の発達過程や特性、適応行動の状況を把握し特に、「自己選択」「自己決定」等を踏まえながら、児童のできる事、得意な事に着目した個別支援計画書の充実を図る。
- イ 利用児童のニーズと地域の児童支援体制の課題に対応した放課後等デイサービスの在り方と将来的な事業展開の検討を行い計画化する。
- ウ 放課後等デイサービスのサービス提供体制を強化するため、保育士及び児童指導員の育成と計画的な人員確保に努める。

(5) 地域生活支援事業

- ア 地域活動支援センターⅠ型事業は、余暇活動支援を中心に、社会参加促進事業の実施により、対人交流や社会生活力の向上を図る機会の提供を行う。
- イ 地域活動支援センターⅡ型事業は、余暇活動支援を中心に利用者の地域交流や社会体験の機会を広げ、社会参加を実感できる機会を提供する。
- ウ 移動支援事業は個別、グループ2つのタイプのサービスにより外出の際に必要な支援を提供する。
- エ 長岡市精神障害者デイサービス事業は、引き続き受託事業として川口地域の利用者の交流の場を週2回提供する。令和4年度以降の事業展開について市担当課と検討を行う。

(6) 公益事業の推進

- ア 魚沼市及び南魚沼市における福祉有償運送を実施する。
- イ サービスの実施に当たっては、交通事故防止や送迎中の利用者の安全確保に努める。
- ウ 安全運転や利用者の障害特性に関する研修を開催し知識と技術の向上を図る。
- エ 地域の実情に合う移送サービスの提供を行うため、適宜事業の見直しを行う。

(7) 障害特性に対応した支援のスキルアップ

- ア 利用者の多様な障害特性に対応するため、かけはしの研修計画を事業ごとに作成する。
- イ 職員全員が研修に参加しサービスの質の向上に取り組む。
- ウ 令和3年度は、法人研修の障害福祉サービスの仕組み、職員実務研修を担当。内部研修では強度行動障害支援の基礎知識、介護技術の基礎の習得を目標に研修を実施する。

(8) リスクマネジメントの強化

- ア 事故報告書及びヒヤリ・ハット報告書、ひやりメモ等の対象事案の原因を分析し、再発防止対策の検討を行い、職員への周知によりサービス提供中の事故の防止に努める。
- イ 苦情・意見の出しやすい環境づくりに努め、迅速に対応し業務の改善に結びつける。
- ウ 個人情報取扱規程に基づき、その保護の徹底に努める。
- エ 虐待防止に関する規程を遵守し、利用者の権利擁護の観点に立ち、職員の意識を高めサービスの質の向上に努める。併せて身体拘束等の適正化を推進する。
- オ 非常災害、防犯対応については、利用者の安全確保のためにマニュアルを作成し適切に対処する。地域防災訓練に積極的に参加する。
- カ 感染症の発生及び蔓延の防止等に関する取り組みを徹底する。

(9) 職員の資質向上

- ア 倫理綱領、職員行動規範及び法令遵守の徹底を図る。
- イ 各種研修会への職員派遣及び講師派遣を積極的に行い、より質の高いサービスを提供するための専門的知識・技術を習得すると共に、その共有化を図る。
- ウ 自主研修により業務遂行に必要な資格取得を奨励する。

(10) 業務改善の取組み

- ア 時間外労働に関するアンケート調査をもとに事業所課題を職員全体で共有する。
- イ 事業所課題の改善策を検討し、対応可能なものから取組みを進め業務改善を図る。

(11) 地域貢献の取組み

- ア 事業所の特徴である「地域社会とのつながり」を軸とした取組みを実施する。

- イ 地域の教育機関等で障害福祉を紹介する出前講座の準備を進める。
- ウ 事業所にAEDを設置し、緊急時に地域の方も利用できる設備を整える。

IV 堀之内工芸

1 基本方針

コロナ禍で事業所の機能である利用者支援や生産活動が制限される中、やりがいや楽しみにつながる活動を見出し、変化した環境に対応した支援を行う。

就労継続支援B型については、自主製品開発を引き続き精力的に取り組み、就労支援においても積極的に関わるとともに、丁寧なアセスメントによるニーズの抽出を行い、関係機関との調整を図り就労の実現に努める。

生活介護では「強度行動障害者への適切な支援」に特化した所内研修を行い、職員の専門性を高めサービスの向上に努める。

2 重点目標

(1) 就労継続支援B型

- ア 作業の効率化及び生産性を上げることにより、工賃の向上を目指す。
- イ 作業の安定化と継続性が可能となるよう、利用者の育成や環境調整を行う。
- ウ 就労の場開拓は関係機関とも連携し、就労機会の実現に向けた支援を行なう。
- エ 取引企業に対し、単価交渉を行い工賃向上に繋げる。

(2) 生活介護

- ア 障害特性に配慮し、安全性が確保されるよう支援体制の充実を図る。
- イ 本人の興味・関心を踏まえ、自立に向けた社会参加の機会を設ける。
- ウ 支援計画に基づいた個別対応のプログラム化の充実を図る。

(3) 生活支援

- ア 地域生活の継続に必要なサービスの提供と社会資源の活用を促す。
- イ 定期検診による疾病等の早期発見及び感染症の予防に万全を期す。
- ウ 共生型サービスについて、継続して調査・研究を行なう。
- エ 介護浴槽は地域にとって大きな地域資源のため活用方法を検討する。
- オ 創作活動を積極的に取入れ、作品の発信・認知・やりがいの向上に繋げる。

(4) 地域福祉の推進

- ア ボランティアの育成や教育実習等を積極的に受け入れ、人材の育成に努める。
- イ 地元行事の参加や住民との関係性を深め、交流・活性化に努める。
- ウ 公益的取組について内容、方法等を検討し取り組む。

(5) サービスの質の向上

- ア 精神障害・高齢者の対応スキルの習得と学習会（自閉・行動障害）を実施する。
- イ 業務内容の明確化と標準化に努め、支援の共通認識を図る。
- ウ サービスの自己評価を行ない、支援の向上に結びつける。
- エ 専門的な研修参加や資格取得を促し、支援技能を高め質の高いサービスを提供する。

(6) 危機管理について

ア 事故報告、ヒヤリ・ハット及びマニュアルの改正により、安心・安全な事業所運営を図る。

イ 苦情・意見の出しやすい環境づくりに努め、迅速に対応する。

ウ 個人情報取扱規程に基づき、個人情報の取り扱いには十分注意を払うこと。

エ 設備、備品等は定期点検を実施し、安全管理に努める。

(7) 家族会

ア 事業所運営への参画を促し、事業所と家族会との相互関係の活性化を図る。

イ 情報提供・開示及び研修を通じ、福祉制度の理解と家族会の活動を支援する。

V 湯之谷工芸

1 基本方針

令和3年度も昨年度に引続きコロナ禍による自粛生活が余儀なくされることが予想される。その中で、事業所の役割として、感染防止に係る情報の提供・共有を図り、感染防止の徹底を行い、利用者にとってより良いサービスを提供していくように努める。

就労移行支援の対象者が地域的に減ってきているのが現状ではあるが、就労移行支援事業所として継続できるように相談支援事業所等関係機関との連携を図り、定員確保に努める。

また、昨年度から新たに開始した就労定着支援では、定期的に面談をすることでコミュニケーションを図り、就労した利用者が、安心した日常生活が送れ、職場に定着できるよう支援をして事業の充実を図る。

ア ガスオープンの更新

開所当初から使用しているガスオープンが老朽化のため、厨房業務で不便が生じている。

又、昨年度菓子製造業（ラスク製造に限る）の営業許可を取得したので、安定した製造ができるように更新する。

イ 床・壁の改修工事

利用者の安全確保及び快適に作業等を行ってもらうために劣化した床・壁の改修工事は不可欠ではあるが、多額の費用が掛かることと、工事期間中は事業所の閉鎖も想定される等、課題があるため今後検討を進めていきたい。

2 重点目標

(1) 就労移行支援

ア 生産活動を通じて、一般就労に向けての訓練の場として支援を行うとともに、企業等の開拓を図り情報の提供ができるように努める。

イ 個別支援計画の作成、モニタリングの実施等により、利用者支援に努める。

ウ 地域の障害者が、就労に向けての訓練の場として利用できるように、今後も関係機関との連携を図り、就労移行支援を継続していくよう努める。

(2) 就労継続支援B型

ア 受託作業の継続的安定化を図るとともに、生産性の向上及び工賃収入の増額を目指す。

イ 生産活動を通じ、利用者個々の特性に合わせた作業提供をして、働くことへの意識付けを図る。

ウ 食堂経営について、収入の増額に繋げるため、食事内容等の検討を継続的に行っていく。

(3) 就労定着支援

ア 一般就労後、職場定着に繋がるよう利用者との面談を通して、生活面、精神面等の課題把握に努めるとともに、企業や関係機関との連携を図り、課題解決に必要な支援を行う。

(4) 生活支援

ア 家族や関係機関との連携を図り、利用者にとってより良いサービスの提供ができるように努めていく。

イ 嘱託医や家族との連携を密にして利用者の健康管理に努める。

(5) 地域福祉の推進

ア コロナ禍により地域交流の場を設けたり、ボランティアや実習生を受け入れることが困難と思われるが、感染防止等に十分努めながら出来る範囲で積極的に受入れ等を行い、地域との交流を深めていく。

イ 特別支援学校からの実習生を積極的に受け入れ、将来的な利用に繋がるよう努める。

(6) サービスの質の向上

ア 利用者、家族の希望に添った支援ができるように職員全体で検討し、支援を行っていく。

イ 職員自身が自己評価を行い、より良いサービスに努める。また、研修会等に積極的に参加し専門知識や技術を習得する。

ウ 職員行動規範等に基づき、利用者の権利等を尊重し、安心して安全な生活ができるようサービス向上に努める。

(7) 危機管理

ア 防災訓練等を行い、危機管理に努める。また、職員間で事故報告書、ヒヤリ・ハット等の報告書による原因分析を行い、再発防止に努める。

イ 苦情等出しやすい環境づくりに努め、迅速かつ誠実に対応し業務の改善に結びつける。

ウ 個人情報取扱規程に基づき、その保護の徹底に努める。

エ 虐待防止に関する規程を遵守し利用者的人格・尊厳を尊重した支援に努める。

オ 送迎時の交通事故防止及び事業所内での施錠・火気等安全点検に心がける。

(8) 家族会

ア 事業所の運営状況等を積極的に情報開示し、運営への参画促進を図る。

イ 研修等の機会を設け、福祉の動向等の理解を深めてもらう。

VI ひろかみ工芸

1 基本方針

就労継続支援B型の単独事業所に移行し2年目を迎える。昨年度から取り組んでいる平均工賃の向上を引き続き目標とする。

食品事業では、魚沼市北部地域で受注している50食程の弁当は、移設新築後に食品事業を開始するまたたびの家に引き継ぐこととし、その減収分は小出地域周辺での営業活動で確

保できるよう努める。

また、今年度は第三者評価を受審し、利用者サービスの質と職員の資質の向上に努め、受審結果については法人内で共有を図ることとする。

2 重点目標

(1) 就労継続支援B型

ア 生産活動を通じ、働くことへの意欲・意識向上に努める。

イ 作業効率化を図り、生産性を向上させ、更なる工賃向上をめざす。

(2) 生活支援

ア 家庭や関係機関と連携し、本人の意向に沿った自立した生活が送れるよう支援する。

イ 定期検診による疾病等の早期発見及び感染症の予防に万全を期す。

(3) 地域福祉の推進

ア 地域の関係機関等と連携し、ボランティアの育成や教育実習等を積極的に受け入れる。

イ 地域行事への参加や地域資源の活用を図ることにより地域交流に努め、地域活性化の一翼を担う。

(4) サービスの質の向上

ア 職員研修の充実と業務に必要な資格取得に向け環境整備に努める。

イ 第三者評価受審により、事業所課題の把握とサービスの質向上に結び付ける。

ウ サービス利用計画と個別支援計画との整合性や連携に留意する。

エ 良質なサービスを提供するため、業務内容の明確化と標準化に努める。

オ 虐待防止委員会、リスクマネジメント委員会にて職員のセルフチェックを行い、問題点を明確にし、改善につなげる。

(5) 危機管理について

ア ヒヤリ・ハット事例や事故報告を集計し、職員間で共有・協議の上マニュアルの整備を行い、安心・安全な事業所運営を図る。

イ 苦情・意見の出しやすい環境づくりに努めると共に、迅速に対応し、業務の改善に結びつける。

ウ 障害者虐待防止法及び障害者差別解消法、職員行動規範等に基づき、利用者の権利・人権を尊重し福祉サービスの向上に向け事業所全体で努力する。

エ 個人情報取扱規程に基づき、その保護の徹底に努める。

(6) 家族会

ア 事業所運営への参画を促し、事業所と家族会との相互関係の活性化を図る。

イ 情報提供・開示及び研修を通じ、事業及び福祉制度の理解を深める。

VII またたびの家

1 基本方針

令和2年度事業であるまたたびの家移設新築工事は、油分を含む土壌処理等により工事を中断したため、令和3年度に繰越すこととなったが、できるだけ早く利用者が新しい施設での活動ができるように努める。

また、移設新築後の新規事業として取組む弁当配食サービスの準備を進め、受託作業と併せ更なる工賃の向上を目指していく。

利用者支援については、障害特性に配慮し、より質の高いサービスの提供に努め、利用率の向上に繋げる。

2 重点目標

(1) 就労継続支援B型

ア 受託作業の継続的安定化を図るとともに、生産性の向上及び工賃収入の増額を目指す。

イ 生産活動を通じ、利用者個々の特性に合わせた、働くことへの意識付けを図る。

(2) 生活支援

ア 家庭や関係機関と連携し、より良いサービスの提供に努める。

イ 顧問医や家族と連携し、利用者の健康管理に努める。

(3) 地域福祉の推進

ア 教育実習及びボランティア等を積極的に受け入れ、地域との関わりを持っていく。

イ 将来的に就労を目指している利用者のため、より就労を意識した取り組みが必要となる。関係機関との情報交換や事業所内での作業を含めた就労支援を利用者のニーズに応えながら支援する。

ウ 特別支援学校からの実習生を積極的に受け入れ、将来的な利用に繋がるよう努める。

エ 移設新築後は、カフェ・地域交流室を地域住民や地域の各団体等から活用してもらい、地域の拠点づくりの場として地域の活性化に繋がるよう努める。

オ 地域の行事や法人内事業所行事等に積極的に参加し、地域との交流に努める。

(4) サービスの質の向上

ア 職員行動規範・障害者虐待防止法等に基づき、利用者の権利等を尊重したサービスの質の向上に努める。

イ 専門知識や技術の習得に努め、専門職員としての資質の向上に努める。

ウ 自主研修等により、業務遂行に必要な知識や資格取得に向け環境を整える。

(5) 危機管理について

ア ヒヤリ・ハット事例や事故報告を集計し、職員間で共有・協議の上マニュアルの整備を行い、安心・安全な事業所運営を図る。

イ 個人情報取扱規程に基づき、その保護の徹底に努める。

ウ 利用者の行動特性を把握し、その特性に合わせた支援に努め事故防止を図る。

(6) 魚沼市精神障害者家族会との関わり

ア 家族会主催の行事や研修等への積極的な参加を図る。また、事業所の活動を紹介し、理解を深めてもらう。

VIII わかあゆ社

1 基本方針

利用者一人ひとりの障害特性、ニーズに合わせた活動の機会を通じて、社会性や就労に必要な知識、能力の向上のために必要な支援を行う。また、利用者の意思や人格を尊重し、常

に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

地域貢献に関しては関係機関との連携を図り、地域のニーズに合わせた取り組みを行う。
指定管理事業所としてより高い成果を上げるため、利用者が安心して日中活動が行えるように市と協議しながら施設整備を行う。

2 重点目標

(1) 就労継続支援B型

ア 持続的に受注量を確保し、利用者に安定した工賃を提供する。

イ 利用者が仕事への責任感、持続性、協調性を身につけられるよう、施設外作業を通じて多様な訓練の場を提供し、就労への意欲を高めるための支援を行う。

ウ 一般就労開始後、利用者との面談等を通じて精神面等の課題把握に努め、関係機関とも連携しながら、職場定着につながるよう継続して支援を行う。

エ 障害特性等により個別支援が必要な利用者の増加に伴い作業スペースが不足しているため、パーティションなどを利用し、作業に集中できる環境を整える。

オ 利用者の日中活動における精神衛生や満足度を高めることにより支援効果を上げるため、改築など施設の環境整備を行う。

(2) 生活支援

ア 利用者が安定、充実した地域生活を維持できるよう見守り、必要に応じて関係機関と連携し支援する。

イ 利用者の健康状況を把握し、常に気を配り、日々の健康・衛生管理に努める。

ウ 面接・電話相談について職員間で情報を共有、連携し、常に対応できるよう体制を整える。

エ ウイルス等の感染症の発生と拡大を防ぐため手洗いや消毒、マスクの着用、三密の状況を避ける等、職員、利用者共に基本的な予防に努める。

(3) 地域福祉の推進

ア 社会福祉協議会の配食サービス業務に参加し、高齢者の見守りなど必要とされる取り組みを行う。

イ 喫茶ウインドーの配達業務を活かし、学童保育や高齢者世帯への配達など地域のニーズに合わせた取り組みを行う。

ウ 地域の関係機関と連携し教育実習や職場体験学習の学生・生徒等を積極的に受け入れ、障害に対する理解を深めてもらう。

(4) サービスの質の向上

ア 支援の難しい利用者が増えているため、専門的な研修会に参加し、職員の技術力・支援力を高める。

イ 業務内容の明確化と標準化により支援の共通認識を図りサービスの向上に繋げる。

ウ 事業所の方針を周知し、職員全員が同じ目的を持って業務に取り組む。

エ 共に歩む姿勢で、ニーズに合わせた支援と、一般就労に近い環境を整える。

(5) 危機管理について

ア 災害防護規程に基づき利用者の生命、安全確保に努める。

- イ ヒヤリ・ハット事例や事故報告をまとめ、職員で共有、協議の上マニュアルの整備を行い、安心・安全な事業所運営に取り組む。
- ウ 苦情の際には速やかに対応し、職員間で対応方法を検討し、適切な支援が出来るよう取り組む。
- エ 虐待防止に関しては担当職員を置き、定期的に職員のメンタルヘルスチェックを実地し防止対策に努める。
- オ 個人情報取扱規程に基づき、その保護の徹底に努める。

IX 理事会、評議員会等開催計画

(1) 理事会

| | |
|-----------|--------|
| 令和3年度4月上旬 | 第1回理事会 |
| 令和3年6月上旬 | 第2回理事会 |
| 令和3年6月下旬 | 第3回理事会 |
| 令和3年8月中旬 | 第4回理事会 |
| 令和3年11月上旬 | 第5回理事会 |
| 令和4年3月中旬 | 第6回理事会 |

(2) 評議員会

| | |
|-----------|-----------|
| 令和3年度4月中旬 | 第1回臨時評議員会 |
| 令和3年6月下旬 | 定時評議員会 |
| 令和3年8月下旬 | 第2回臨時評議員会 |
| 令和3年11月中旬 | 第3回臨時評議員会 |
| 令和4年3月下旬 | 第4回臨時評議員会 |

(3) 監査会

| | |
|----------|-----------------------|
| 令和3年5月下旬 | (令和2年度事業報告及び法人会計決算監査) |
|----------|-----------------------|